

就学援助（準要保護）制度のお知らせ

東海村教育委員会

村では、村立小中学校に在学する児童生徒がおり、経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な世帯に対し、費用の一部を援助しています。

●就学援助制度とは

経済的な理由により、学校生活に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることを目的とした制度です。

●対象となる方

- ①要保護児童生徒 …生活保護を受けている世帯の児童生徒
- ②準要保護児童生徒 …下表の認定要件に該当する世帯の児童生徒

準要保護の認定要件	添付書類				
生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し				
村民税が非課税である	非課税証明書				
村民税、個人事業税、固定資産税の減免又は国民年金の掛金の減免を受けている	各税・掛金の減免承認通知書等の写し				
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	減免・猶予承認通知書の写し				
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し				
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し				
その他（下表の所得基準を満たす場合 等）	申請書（同意書）				
扶養親族の人数	1名	2名	3名	4名	5名
児童生徒の保護者の総所得基準額（円）	230万	268万	306万	344万	382万
同居の扶養義務者の所得基準額（円）※	274万	312万	350万	388万	426万

※同居の扶養義務者がいる場合はその扶養義務者の所得も審査します。

○新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年の総所得が基準額未滿となることが見込まれる世帯の児童生徒は、現在の収入により審査を行いますので、令和3年1月から申請日直近までの給与明細書等、収入が確認できる書類を世帯構成員全員の全ての収入について添付の上、申請ください。

※申請書に新型コロナウイルス感染症により家計が急変した状況と今後の収入見込みをご記入ください。

※通常の認定要件に当てはまる場合は、通常要件が優先となります。

●申請の手続き

就学援助を新たに希望される場合は、東海村教育委員会学校教育課にご相談ください。
前年度認定を受けた方も毎年度の申請が必要です。

○申請に必要なもの

- (1) 東海村準要保護児童生徒認定申請書
※学校教育課窓口または村ホームページで配布しています。
- (2) 認定要件に応じた証明書類（表面をご覧ください）
- (3) 印鑑（シャチハタ不可）
- (4) 通帳等（振込先の口座が分かるもの）

○申請期限

令和3年5月31日（月）

※期限後も令和4年2月まで随時申請できます。その場合の援助費は、申請月から月額計算で支払われます。年度途中で村外に転校される場合には、村立小中学校に在籍した期間のみが対象です。

○申請場所

東海村役場4階 東海村教育委員会学校教育課

※郵送可。申請内容に不備があった場合には、再度の提出を依頼することがあります。

●認定の審査について

東海村児童生徒就学援助規則に基づき、認定要件に応じた証明書類及び申請者世帯の総所得を基に審査します。必要に応じて、お住まいの地区の民生委員等との面談をしていただく場合がございますので予めご了承ください。

●対象となる費用

①要保護児童生徒

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）が援助されます。

②準要保護児童生徒

学校給食費全額及び学用品費、通学用品費、部活動後援会費（中学校のみ）、生徒会費（中学校のみ）、PTA会費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）の一部が援助されます。

●援助費の支給方法

各学期終了後、遠足・校外学習等の参加状況等を確認の上、その学期分をまとめて申請者（児童生徒の保護者）の口座へ振込みます。ただし、学校諸費の滞納がある場合は、未納分を学校へ振り込んだ後、差額を申請者へ支給します。

●問合せ

東海村教育委員会学校教育課 企画総務担当 TEL 029-282-1711（内線 1412）
FAX 029-282-7944 E-mail kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp